

新潟市犯罪被害者等支援条例（素案）

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 推進体制の整備等（第8条－第12条）

第3章 基本的施策（第13条－第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3） 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- （4） 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害

をいう。

(5) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害及び再被害を含む。以下同じ。）の軽減及び回復並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図り，二次的被害及び再被害を防止し，並びに犯罪被害者等への市民及び事業者の理解を深める取組をいう。

(6) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(7) 関係機関等 国，本市以外の地方公共団体，警察，犯罪被害者等支援を行う公共的団体，民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ，その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ，適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等に係る個人情報取扱いに留意し，二次的被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は，犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう，必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は，前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し，及びこれを計画的に実施する責務を有する。

2 市は，この条例に基づく施策の実施に当たっては，関係機関等との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

2 市民は、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 推進体制の整備等

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第8条 市は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 市は、計画を定め、又は変更するに当たっては、市民及び次条第1項に規定する新潟市犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、提出された意見及びその反映状況

等を公表するものとする。

4 市は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条第1項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、計画の見直しを行う。

5 市は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

（犯罪被害者等支援推進会議の設置等）

第9条 市は、市長の附属機関として、新潟市犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、犯罪被害者等支援に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、8人以内の委員で組織する。

4 委員は、犯罪被害者等、学識経験者、民間支援団体の意見を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

9 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

10 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

11 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

（関係機関等の連携体制）

第10条 市は、総合的な犯罪被害者等支援を関係機関等と一体となって実施するため緊密に連携し、犯罪被害者等が関係機関等のうちいずれのものに支援を求めた場合におい

ても、必要とする支援が同様に受けられるよう努めるものとする。

2 市は、個別の案件の支援を調整するため、必要に応じ、関係機関等と会議を開催するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が犯罪等に起因する法律問題の解決を図ることができるようにするため、弁護士による相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた被害及び影響からの回復)

第14条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた被害及び影響から回復できるようにするため、臨床心理士等によるカウンセリング、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援及び配慮)

第15条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、家事又は介護を行う者の派遣、一時保育、教育を受けるために必要な支援等、犯罪被害

者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第16条 市は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第17条 市は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新潟市営住宅条例（平成9年条例第15号）第3条第1号に規定する市営住宅への入居における特別の配慮、転居費用の援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第18条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発活動、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第19条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携し、見舞金の支給等必要な経済的支援等を行うよう努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪等の被害を受けたため資金を必要とする犯罪被害者等に対し、50万円を超えない範囲で無利子の資金の貸付けを行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第20条 市は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう

必要な施策を講ずるものとする。

（教育活動の推進）

第 2 1 条 市は、学校、家庭及び地域社会の連携の下、犯罪被害者等への理解を深め、二次的被害の防止等のため必要な教育活動を推進するものとする。

（人材の育成）

第 2 2 条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第 2 3 条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、財政上の措置、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第 2 4 条 市は、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

第 4 章 雑則

（委任）

第 2 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。